

良好な景観の形成のための行為の制限(主要事項)

- 1 配置
敷地に接する主となる道路側は、後退距離を設けることとし、その距離を5m以上とする。(敷地面積が1,000㎡未満は除く)
- 2 屋根
①色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系または暗緑色系とし、銅板葺きの場合は、素材色とする。
②山なみと調和するよう、屋根形状については可能な限り勾配屋根とする。
- 3 外壁
①街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。
②色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系または灰色系とする。
- 4 高さ
指定区域は、建築物の高さを13m以下または15m以下とする。
- 5 緑地
①緑地率を都市計画用途が住居系の場合は、20%以上、商業系の場合は、10%以上とする。
②道路に面する部分は、生け垣または植栽帯の設置に努めるものとする。
- 6 その他
①駐車場は、建築物内に設置するか、周囲を樹木で覆うなど、景観に配慮する。
②自動販売機などは、街なみと調和するよう色彩や位置に配慮する。
③屋外に設置する空調室外機などの設備機器などは、建築物壁面との調和や建物本体との統一感に配慮し、そのデザインや位置に配慮するとともに目立たないよう工夫する。

屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する行為の制限

町の屋外広告物は、従前から自然公園法と神奈川県屋外広告物条例によって規制されています。今後も、これらによる規制を基本とします。

景観重点地区

町のなかで特に良好な景観形成を進めるべき地区を「景観重点地区」として位置づけます。この景観重点地区では、町民の皆さんとの合意形成を図りながら、地区独自の景観形成の目的や方針、景観形成基準などを定め、地区の個性的な景観資源を生かした、きめの細やかな景観形成の取り組みを行うこととします。

景観計画提案団体

自治会や良好な景観の形成に関する活動を行うまちづくりに関する団体で町長の認定を受けたものは、景観計画提案団体として、景観計画の策定や変更を提案することができます。

詳細は、町のホームページや都市整備課・出張所でご覧になれます。

照会先 都市整備課 ☎85-9566 Fax 85-7566

E-mail web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp

都市整備課 ☎045-210-6175
85-7566

照会先 都市計画課

縦覧・意見書提出期間

5月8日(金)～22日(金)

縦覧・意見書提出期間

に意見書を提出することができ

ます。

います。

とめ、次のとおり案の縦覧を行

います。

全の方針」の変更の案を取りま

市計画区域の整備、開発及び保

標などの基本方針を示した「都

神奈川県では、都市計画の目

縦覧に関する案の

縦覧についてのお知らせ

ご覧になれます。

照会先 企画課 ☎85-9560

詳細は、町のホームページで

ください。

予定されている方は、連絡して

りました。無指定区域の開発を

町が必要な指導を行うこととな

定し、要綱に該当する場合は、

の調整に関する指導要綱」を制

用について、「箱根町土地利用

法に基づく用途地域の指定のな

い区域(無指定区域)の土地利

用に関する指導要綱」を制

定し、要綱に該当する場合は、

町が必要な指導を行うこととな

りました。無指定区域の開発を

予定されている方は、連絡して

ください。

ご覧になれます。

照会先 企画課 ☎85-9560

詳細は、町のホームページで

ください。

予定されている方は、連絡して

りました。無指定区域の開発を

町が必要な指導を行うこととな

定し、要綱に該当する場合は、

の調整に関する指導要綱」を制

用について、「箱根町土地利用

法に基づく用途地域の指定のな

い区域(無指定区域)の土地利

用に関する指導要綱」を制

定し、要綱に該当する場合は、

町が必要な指導を行うこととな

りました。無指定区域の開発を

予定されている方は、連絡して

ください。

ご覧になれます。

照会先 企画課 ☎85-9560

詳細は、町のホームページで

ください。

予定されている方は、連絡して

りました。無指定区域の開発を

町が必要な指導を行うこととな

定し、要綱に該当する場合は、

の調整に関する指導要綱」を制

箱根町景観条例と景観計画を施行します!

町の豊かで美しい自然景観、歴史性および地域性豊かな魅力ある景観をいつまでも守り、育て、未来に継承するため、平成21年6月1日から景観法に基づく箱根町景観条例と景観計画を施行します。

これにより、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設などを行うときは、あらかじめ町への届出が必要となります。

●景観条例とは?

景観法に基づいて届出が必要となる行為や景観計画の運用に必要な事項などを定めています。

●景観計画とは?

景観法に基づき良好な景観形成を図るための区域や行為の制限に関する事項などを定めています。

景観条例と景観計画に基づく、町の良好な景観形成の目的や規制・誘導の基準、その他運用に関する概要は、次のとおりです。

良好な景観形成の目標

- ◆町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境を創出します。
- ◆観光客がまた訪れたいと思えるような環境を創出します。

良好な景観の形成に関する基本理念

- ◆山なみ、湖、河川などがつくる、優れた自然景観を大切にし、未来に残します。
- ◆歴史ある温泉場、宿場町、保養地など、地域の街なみを大切にし、箱根町独自の文化をはぐくみます。
- ◆誰もが景観を楽しめる環境をつくり、観光立町にふさわしい街なみ景観の創出に努めます。

■景観まちづくりの将来像■

『愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち』

良好な景観の形成に関する基本方針

- 1 山なみの保全と豊かな自然を望むビューサイトエリアの形成
- 2 地域独自の街なみ景観などの保全と形成
- 3 歩きながら景観を楽しめる道路・駐車場の整備
- 4 「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備
- 5 町民とともに進める景観づくり

景観計画の対象となる区域「景観計画区域」は箱根町全域です。

届出の対象になる行為の規模の基準

1 届出対象区域

国立公園内の特別地域(特別保護地区を含む)を除く区域

2 届出対象行為と規模などの基準

- ①建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
 - ・高さ13mまたは延べ面積が1,000㎡を超える建築物
- ②工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
 - ・門、塀、柵、垣(生垣を除く)その他これらに類するもので、高さが3mを超えかつ長さ30mを超えるもの
 - ・鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが15mを超えるもの
 - ・その他高さが15mを超えるものまたは築造面積が1,000㎡を超えるもの